

## 1-2. 目標に向けて進捗している指標

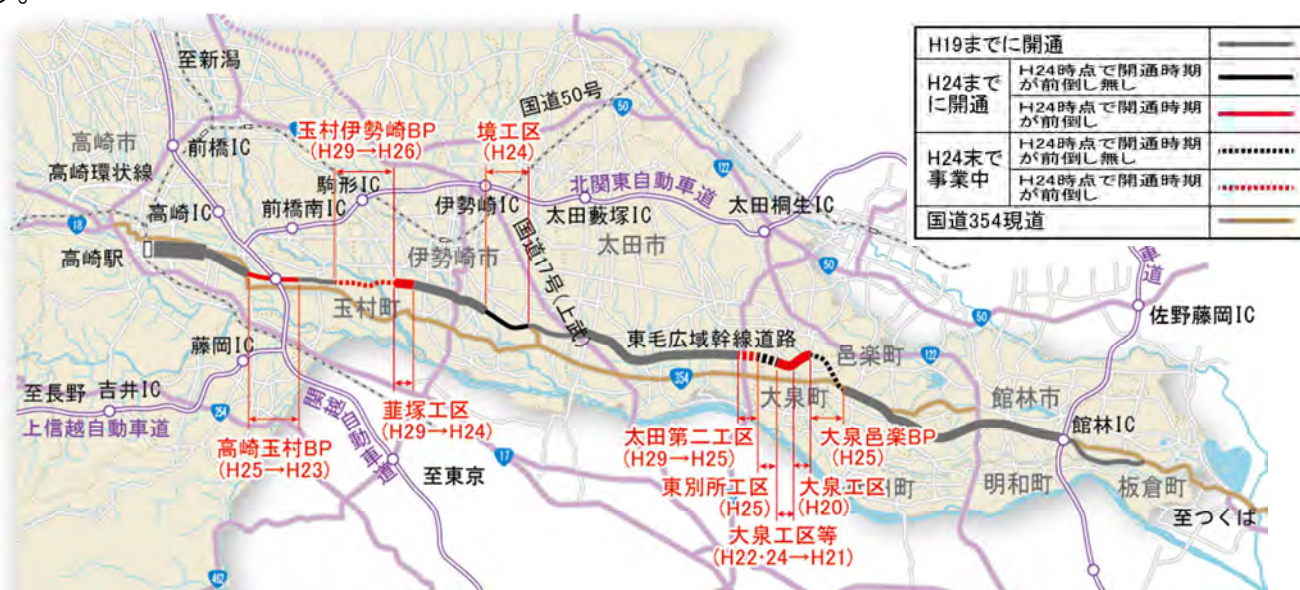
36 の指標のうち、22 指標については目標に向けて概ね順調に進捗しており、代表事例を抜粋して記載します。

### ①東毛広域幹線道路の供用率

目標：【H19】70%→【H29】100%

東毛広域幹線道路は、JR 高崎駅東口を起点とし、板倉町に至る総延長約 58.6km の主要幹線道路であり、鋭意整備してきた結果、平成 26 年度末までに全線開通できる見込みです。

事業が進捗した理由は、事業の早い段階から住民の意見を聞き計画に反映する P I（パブリックインボルブメント）の活用や、開通予定を県民に示したことで、事業に対する地域の協力を得やすくなったと分析しています。早期開通により、今後の企業立地など大きな効果が期待できます。



図表－5 東毛広域幹線道路の開通状況と区間別開通時期の前倒し状況

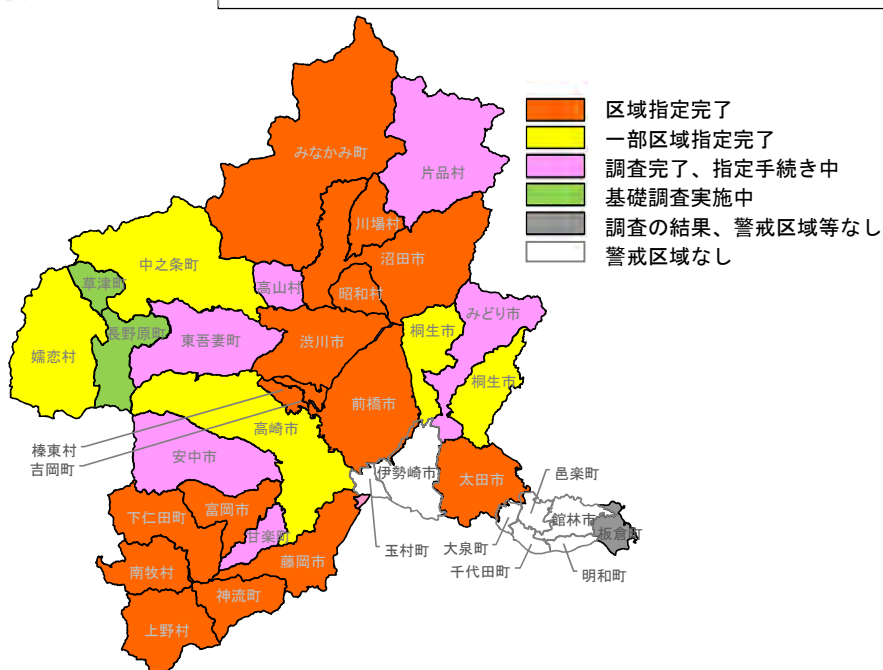
### ②土砂災害警戒区域の指定数

目標：【H19】722 区域→【H25】7,635 区域

本県の約 7 割は急峻な地形を含む山地であり、山間部を中心に崖崩れや土石流等の土砂災害に対する警戒が必要です。

土砂災害によって建物が倒壊し、住民に大きな被害が生じる恐れのある区域を「土砂災害警戒区域」等に指定し、警戒避難体制の整備、建築物の構造規制等のソフト対策を推進しています。

その結果、平成 23 年度末には 4,689 箇所を指定を完了しました。



図表－6 市町村による土砂災害警戒区域の指定状況(平成 24 年 3 月末時点)

# 1-3. 目標達成が遅れている指標

目標達成が遅れている指標は、次の 10 指標であり、達成が遅れている状況は次のとおりです。

## ①公共交通機関(鉄道+バス)の旅客輸送分担率

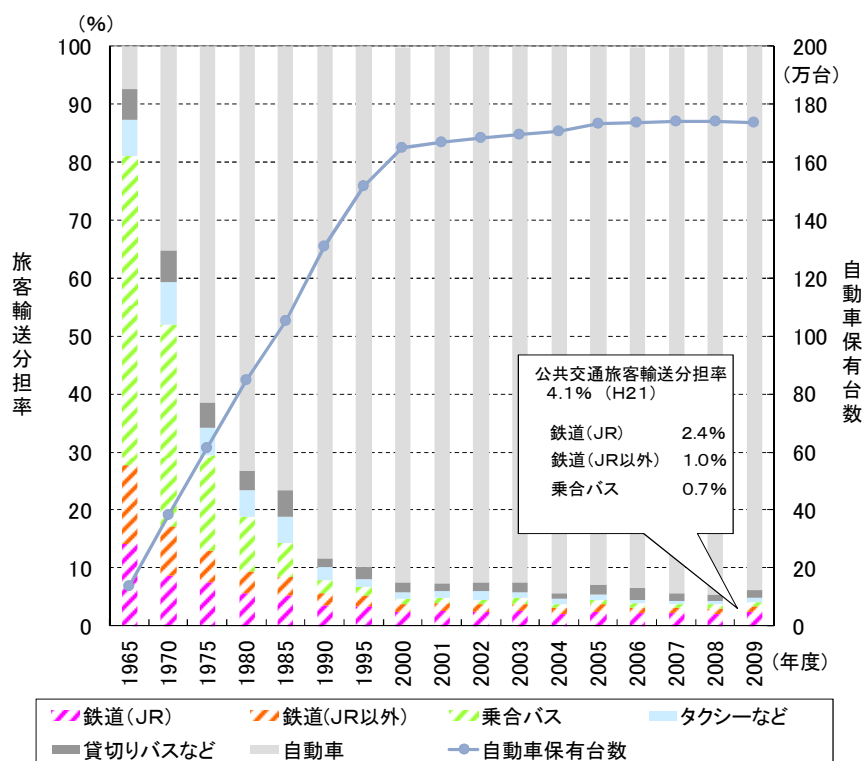
目標：【H17】 4.6%→【H22】 5.0%

公共交通機関(鉄道+バス)の旅客輸送分担率は、人が移動する際の公共交通機関の利用者の割合を表します。

平成 21 年度末の公共交通の旅客輸送分担率は 4.1%と平成 17 年度末よりも低下している状況です。

県としては、公共交通の積極的な利用を推進するエコ通勤や週末の利用者のニーズに合わせたより遅い時間の終電の増発など事業者と連携した施策に取り組みました。

しかしながら、自動車利用率が高い本県では、公共交通機関の旅客輸送が占める割合が極めて低い状況で推移し、改善に至りませんでした。



図表-7 公共交通輸送分担率の推移(群馬県)

## ②1日当たり乗降客数5,000人以上の鉄道駅のバリアフリー化率

目標：【H19】 5/10 駅→【H22】 10/10 駅

1日あたり乗降客数5,000人以上の鉄道駅のバリアフリー化については、平成 22 年度末で 7 駅、翌平成 23 年度末で 8 駅完了している状況です。

残る 2 駅のうち、伊勢崎駅は平成 26 年度末の連続立体交差事業に合わせ完了します。また、新町駅については、今後検討する予定です。

	駅名	市町村	鉄道事業者名	H23乗降数	完了年度
1	高崎	高崎市	JR	55,420 ※	H17
2	前橋	前橋市	JR	18,590 ※	H18
3	新前橋	前橋市	JR	11,580 ※	H22
4	館林	館林市	東武	10,016	H21
5	伊勢崎	伊勢崎市	JR	10,386 ※	H22
			東武	5,690	H26予定
6	太田	太田市	東武	9,792	H17
7	新町	高崎市	JR	7,480 ※	未定
8	桐生	桐生市	JR	7,436 ※	H14
9	渋川	渋川市	JR	6,856 ※	H14
10	駒形	前橋市	JR	5,280 ※	H23

※乗車人員×2

図表-8 鉄道駅のバリアフリー化の進捗状況

### ③乗合バスのノンステップバス導入率

目標：【H18】15%→【H22】30%

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、高齢者や障害者に配慮して乗降口の段差が低いノンステップバスの導入状況を表す指標です。平成 22 年度末の導入率は 25%、平成 23 年度末でも 28%にとどまっており、目標を達成していません。

県は、バス事業者に購入費の一部を補助していますが、乗合バス利用者の減少等によりバス事業者の経営状況が厳しくなり、ノンステップバスを導入する経営体力がなくなってきたことなどが原因となっています。



図表－9 ノンステップバス

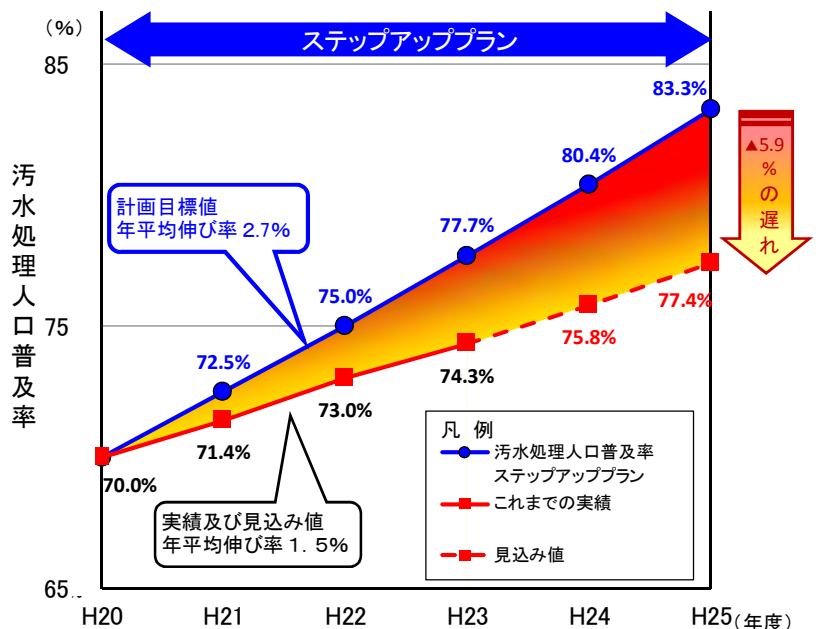
### ④汚水処理人口普及率

目標：【H18】65.8%→【H29】90.0%

汚水処理人口普及率は、下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽などの汚水処理施設で生活排水の処理が可能な県民の割合です。

平成 23 年度末では、74.3%となっており、目標値を約3%下回っています。

これまで県は、市町村に対して汚水処理人口普及率ステップアッププラン※1による財政支援やエコ補助金制度※2による合併処理浄化槽への転換促進支援を行ってきたところですが、今後このまま推移すると、目標年の平成 29 年度末での目標達成が難しくなることから、更なる改善が必要と考えています。



図表－10 汚水処理人口普及率の推移

※1 平成 21～25 年度までの間に、市町村の汚水処理施設整備に対し財政的な支援を行うものです。

※2 平成 23～24 年度に「単独処理浄化槽」や「くみ取り便槽」から「合併処理浄化槽」へ転換する場合 10 万円/基を補助しています。

### ⑤汚水処理施設利用率

目標：【H18】90.3%→【H29】95.0%

汚水処理施設利用率は、下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽などの汚水処理施設で生活排水の処理が可能な県民のうち、実際に汚水処理している県民の割合です。平成 23 年度末で 90.5%にとどまっており、横ばいで推移しています

汚水処理施設の利用については、広報等により啓発活動してきたところですが、既に設置されている単独浄化槽での利用や下水道等への接続負担金の問題、汚水処理の効果が十分認識されていないことなどが原因としてあげられます。